
第6期大田原市障害者福祉計画
第7期大田原市障害福祉計画
第3期大田原市障害児福祉計画



【基本理念】

「福祉のまちおおたわら」

～障害のある人もない人も共に生きる～



令和6年3月

大田原市

大田原市障害者福祉プラン策定にあたって

障がいのある人を取り巻く環境の変化と、障がい福祉のニーズが多様化している近年、すべての障がいのある人が地域の一員として安心した生活が送れるまちづくりが求められております。

国は、令和3年に「障害者差別解消法」を改正し、行政機関等に加え、すべての事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を義務化しました。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあいながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいかなければなりません。



そこで、大田原市では、「福祉のまちおおたわら～障害のある人もない人も共に生きる～」を基本理念とした「第5期大田原市障害者福祉計画・第6期大田原市障害福祉計画・第2期大田原市障害児福祉計画」が令和5年度末をもって終了することから、令和6年度を初年度とした「第6期大田原市障害者福祉計画・第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、障害のある人やそのご家族に対する支援の充実を図るとともに、本人の自己選択を尊重し、支え合い、可能な限り身近な場所において日常生活、社会生活が送れるまちづくりを目指して、本計画に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、「大田原市障害者福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントの中で貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、事業所・関係者の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

大田原市長 相馬 憲一

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の法的根拠	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 障害のある人を取り巻く現状	9
1 統計データに基づく障害のある人の現状	11
2 アンケート調査結果に基づく障害のある人の状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	37
2 計画の基本目標	38
3 施策の体系	39
4 障害福祉サービス等の体系	40
第4章 障害者計画	41
基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現	43
(1) 相互理解の促進	43
(2) 差別の解消及び権利擁護の推進	45
(3) 虐待防止の推進	47
(4) 福祉教育の充実と交流機会の推進	48
(5) 地域福祉活動の促進	50
基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実	52
(1) 相談支援体制の充実	52
(2) 情報提供の充実	55
(3) 意思疎通支援の充実	56
(4) 障害福祉サービス等の充実	57
(5) 生活を支えるサービスの充実	59
(6) 福祉人材の養成・確保	61

基本目標3 保健・医療の充実	62
(1) 医療・リハビリテーションの充実.....	62
(2) 精神保健福祉施策の充実.....	64
(3) 様々な障害特性への支援.....	66
基本目標4 障害のある児童への支援の充実	68
(1) 切れ目のない支援体制の充実.....	68
(2) 教育の充実.....	71
基本目標5 社会参加の促進	73
(1) 雇用・就労の充実.....	73
(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進.....	76
基本目標6 安全・安心な暮らしの確保	78
(1) バリアフリーの推進.....	78
(2) 防災・防犯対策の推進.....	80
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	83
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標.....	85
2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策.....	96
3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	111
第6章 計画の推進体制	117
1 計画の進捗状況の点検・評価.....	119
資料編	121
1 大田原市障害者福祉計画策定委員会運営要綱.....	123
2 計画策定経過.....	127
3 用語解説.....	129